

2019年12月16日

お客さま 各位

株式会社 紀陽銀行

外国送金にかかる確認資料のご提出のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、金融機関では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策や外為法、米国 OFAC 規制（注）等の各国経済制裁関連法令・規制に基づく経済制裁措置等への対応が強く求められております。

当行におきましても、これらを適切に実施するため、外国送金取引（海外へのお支払、海外からのお受取等）に際して、お取引内容のご説明や確認資料のご提出をお願いしております。

なお、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 資料のご提出が必要なお取引の例

送金相手国・地域	中国東北3省（注）、ロシア、アラブ首長国連邦（UAE）、カンボジア 等 （注）遼寧省（LIAONING）、吉林省（JILIN）、黒竜江省（HEILONGJIANG）
商品	中古自動車、海産物、スクラップに関連する商品 等

※上記のお取引に加えて、送金内容により資料のご提出（追加資料のご提出）をお願いする場合がございます。

2. ご提出をお願いする資料

送金目的	提示・提出をお願いする資料
貿易全般	売買契約書、請求書（INVOICE）、船荷証券（BILL OF LADING）、 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）、輸入/輸出許可通知書 等 ※商品の品目、金額、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただきます。
生活費	お受取人との関係を確認できる資料、収入の状況を確認できる資料 等
学費	授業料等の請求書、入学・在学の状況を確認できる資料 等
医療費	請求書、入院・通院の状況を確認できる資料 等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料 等
投資	契約書 等
不動産購入	売買契約書 等
ご自身の外国銀行 口座への振込	通帳や口座の内容を確認できる資料 等

3. 資料のご提出方法

(1) 外国送金を店頭でお申込み、お受取りするお客さま

お取引店へ資料をご提出ください。

(2) 紀陽インターネットFB（外国為替取引サービス）をご利用のお客さま

紀陽インターネットFB（外国為替取引サービス）上の仕向送金依頼画面より、資料の「添付ファイル（PDF形式）登録」をお願いいたします。

なお、「添付ファイル（PDF形式）登録」につきましては、「ご利用の手引き（便利な機能）」のP.9【4 添付ファイル（PDF形式）登録・照会】をご参照ください。

（「ご利用の手引き」は当行ホームページからダウンロードいただけます。）

4. ご留意点

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化に取り組んでおり、お取引完了までに日数を要する場合がございます。

お客さまには何かとご不便をおかけすることと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

<ご参考>外国送金のお取り扱いができない国や地域について

当行では、以下の国や地域への外国送金を受付することができません。

北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、北朝鮮隣接中国3都市

【北朝鮮隣接中国3都市】

遼寧省 丹東市（DANDONG）、吉林省 延吉市（YANJI）、吉林省 琿春（HUNCHUN）

※丹東市にある県級市：東港市（DONGGANG）、鳳城市（FENGCHENG）等を含みます。

（注）米国 OFAC 規制について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。